

# 沈砂等除去業務委託共通仕様書

## (適用範囲)

- 第1条 この仕様書は、公益財団法人三重県下水道公社の発注する業務委託に適用する。
- 2 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

## (用語の定義)

- 第2条 監督員とは、発注者が業務委託の施行について監督を行う者として、受注者に通知した職員をいう。
- 2 指示とは、発注者の発議により、監督者が受注者に対して、業務委託に関する方針、基準又は計画等を示し、実施させることをいう。
- 3 受諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- 4 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

## (負担の範囲)

- 第3条 業務の実施に必要な電気、水道等の光熱水料は、特記のある場合に限り受注者の負担とする。
- 2 業務に必要な消耗部品は、受注者の負担とする。

## (安全管理)

- 第4条 受注者は、労働安全衛生規則に従い、常に業務委託の安全に留意して、安全管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

## (提出書類)

- 第5条 受注者は、業務委託の着手に先立ち、下記の書類を契約締結後、遅滞なく監督員を経て発注者に提出しなければならない。
1. 業務委託契約書
  2. 着工報告書
  3. 工程表
  4. 現場代理人等選任(変更)通知書(経歴書添付)
  5. 業務委託計画書

## (報告書の提出)

- 第6条 受注者は、業務委託が完成したときは、下記の書類を速やかに、監督員を経て発注者に提出しなければならない。
1. 業務委託完成報告書：1部
  2. 業務委託記録写真：1部
  3. 業務委託作業日報(業務に従事した人工数(当日および累計)を記入すること)：1部
  4. 産業廃棄物管理票マニフェスト
  5. その他必要な報告書

## (疑義)

- 第7条 受注者は、業務委託の実施に当たり、疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、実施するものとする。